

第1回阪南市総合計画審議会

○日時：平成23年5月26日（木）

19:00～21:00

○場所：全員協議会室

○出席者 委員14名（欠席者6名）

事務局10名

パシフィックコンサルタンツ株式会社2名

○次第

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 委員紹介
4. 会長・副会長の選出
5. 諮問
6. 議事
 - （1）阪南市新総合計画策定方針及びスケジュールについて
 - （2）基礎調査等の報告について
 - ・現総合計画の総括
 - ・住民意識調査
 - ・市民参画における意見
 - （3）阪南市総合計画基本構想（案）について
 - （4）審議（会議次第では、意見交換）
 - （5）その他
7. 閉会

○議事録

1. 開会

事務局

2. 市長挨拶

市長

皆さん、こんばんは。市長の福山でございます。日頃から本市の行政全般にわたりまして、ご理解とご支援、ご協力を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。また、本日はお足元の悪いなか、またご多用のところ阪南市総合計画審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

すでにご承知のように、本市におきましては現在の総合計画を平成13年3月に策定をいたしております。将来の都市像には「うみ・やまを愛し、幸せをささえあう、安心とうるおいのあるまち 阪南」を掲げ、この実現に向けてまちづくりに取り組んでいるところでございます。

このなかで阪南市の全体を見ていただきましてもお分かりかと思いますが、大規模開発等々で人口・児童が急増し、色んな公共・公益施設の整備をやってきております。現在の人口につきましては、人口減少という状況のなかにおきまして、これは典型的に表れておりますけれども、特に人口構成を見ていきますと、超高齢化ということで高齢化率が既に約23%となっております。そういうなかにおきまして、生産年齢人口が減っております。また少子化という構造になっております。

また、都市計画・土地利用等につきましても、昔は紡績工場や、今問題となっておりますアスベスト等々でずっと発展してきたまちですけれども、そういうなかで開発主導の住宅都市という目標を掲げ、今日まで来ております。

現在、そういう土地利用のなかにありますけれども、大きくその情勢が変化してきています。私もこの阪南市政を預からせていただいて3年目を迎えておりますけれども、この阪南市の市政施行の20周年の大きな節目にありまして、今度はこの総合計画につきましては、やはり市民の皆さんとともに阪南市の将来の羅針盤をゆっくりと議論しながら、絵に描いた餅の施策ではなく、実現に向けた総合計画にしていきたいというなかたちで、これまでも市民会議、また中学生会議等々を実施しながら基本構想の素案が出来上がってきております。

本日は本審議会におきまして、学識者、また公共団体の代表、また市民委員、総勢20名の委員の皆様にご参加をさせていただいております。素案のほうにつきましては、後ほど事務局から説明させますが、委員の皆様におかれましては、これから十分な審議をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、第1回目の総合計画審議会の開会にあたりましての私から

のご挨拶とさせていただきます。

3. 委員紹介

事務局

次に本日ご出席をいただいております委員の皆様のご紹介をさせていただきます。また、皆様の委嘱につきましては、大変恐れ入りますが略儀ながら委嘱状をお手元にご配布をさせていただきますので、委嘱状の交付に代えさせていただきます、ご確認・ご了承をお願いできればと存じます。

〈以下略〉

4. 会長・副会長の選出

事務局

続きまして次第に従いまして、会長、副会長の選出を行いたいと存じます。

会長選出にあたりましては、本審議会条例第4条第2項により、会長は委員の互選によって定めるとなっています。皆様いかがでしょうか。

委員

事務局として選任案はありますでしょうか。

事務局

それではただいま委員より事務局から案をというご発言がございましたので、事務局より提案をさせていただきますよろしいでしょうか。

～異議なしの声～

それでは事務局より提案をさせていただきます。

事務局

事務局からの提案としましては、会長にはこれまで新総合計画策定にかかる市民委員による阪南みらい会議におきまして、アドバイザーとしてご教授をいただいております近畿大学教授の久委員にお願いしたいと存じます。

事務局

只今の事務局提案につきまして、異議はありますでしょうか。

～異議なしの声～

それでは、久委員にお願いしたいと存じます。それでは久委員、会長席のほうへご移動をお願いいたします。

続きまして、副会長の選出を行いたいと存じます。副会長の選出につきましては、本審議会条例第4条第4項により、副会長は委員のうちから会長が任命するとなっております。

つきましては会長より任命をお願いしたいと存じます。

会長

それでは条例に従いまして、私から任命をさせていただきたいと思います。

副会長につきましては、地域で活動をまとめてくださっております自治会連合会の会長であります竹中委員にお願いをしたいと思います。

事務局

只今、会長より任命がありましたが、異議はありますでしょうか。

～異議なしの声～

それでは、副会長には阪南市自治会連合会会長であります竹中委員にお願いしたいと思います。

それでは会長、副会長が選出されましたので、会長、副会長よりご挨拶をお願いしたいと存じます。

会長

それでは、ご指名でございますので、皆様方にご協力いただきまして審議会を滞りなく進行させていただきたいというように思っております。

先ほど市長のご挨拶にございましたけれども、ここ数年社会状況が大きく変化をしています。決して好転ということではなく、かなり厳しい状況に全国的にもなっていると思います。さらに東日本大震災後、これからどういうかたちで社会を再構築するかということを、東日本だけではなくて、全国的に問われているということでございます。私もこの20年間色々な地域活動や市民活動等々をお手伝いしてまいりまして、時代が大きく転換をしていこうとしている時期だと思っております。このなかで、これからの10年阪南市をどういう方向性にもっていくかという非常に大きな礎をこの総合計画で策定させていただくことになると思いますので、様々な方々の知恵をいただきながら良いものにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、副会長よりご挨拶をお願いいたします。

副会長

ただ今、会長のご指名により、副会長の任を仰せつかりました。どうぞよろしくお願い致します。

本日より総合計画審議会ということですが、専門の先生方も沢山おられますし、また各団体や市民の皆様方におかれましても、それぞれの視点からご意見をいただきながら、会長とともに会の運営を頑張っていきたいと考えておりますので、皆様方のご協力いただきますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

5. 諮問

事務局

続きまして、市長より阪南市総合計画案につきまして、諮問をさせていただきたいと存じます。

市長

阪南市総合計画案について諮問いたします。阪南市総合計画審議会条例第 2 条の規定により阪南市総合計画案について諮問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。なお、市長、副市長につきましてはここで退席とさせていただきます。

6. 議事

事務局

それでは、ここからの議事進行につきましては会長へお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会長

引継ぎまして議事進行をさせていただきたいと思います。お手元の議事次第に基づきまして進めてまいりたいと思います。

本日初回ということで、かなり説明が長くなると思いますけども、しっかりと説明していただきまして、理解して議論に入ってまいりたいと思います。

まず 1 番目の議題でございますけれども、新総合計画策定方針及びスケジュールについて、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

(1) 阪南市新総合計画策定方針及びスケジュールについて

事務局

それでは、ご説明に入らせていただく前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。本日もご配付させていただいておりますのは、

- ・ 会議次第
- ・ 委員名簿
- ・ 配席表
- ・ 現総合計画

を本日も配らせていただいております。

続きまして、以前にご送付なり、お持ちさせていただいております分としまして、

- ・ 阪南市総合計画基本構想案
- ・ 資料 1 阪南市新総合計画策定方針
- ・ 資料 2 阪南市総合計画審議会の概要
- ・ 資料 3 現総合計画の総括
- ・ 資料 4 阪南市総合計画策定に係る住民意識調査報告書
- ・ 資料 5-1 阪南みらい会議からの新総合計画に係る将来都市像への提言
- ・ 資料 5-2 中学生会議
- ・ 資料 5-3 地区懇談会の結果
- ・ 阪南市総合計画審議会名簿

以上をお配りしております。資料の不足等ございませんでしょうか。

引き続き、私から議事の説明をさせていただく前に、皆様に本市審議会の情報公開についてご了承をいただきたいことがございます。

まず、会議の公開につきまして、阪南市自治基本条例に基づき審議会は原則公開としておりますので、傍聴を希望される方には傍聴していただき、会議の議事録は会長の承認後ホームページで公開を行いたいと考えております。また、本審議会の様子の写真を撮らせていただいておりますが、この様子につきましても今後ホームページや広報などに掲載をさせていただければと考えております。以上について皆様にご了承をお願いしたいと存じます。

〈了 承〉

それでは、引き続き資料の説明に入らせていただきたいと思います。

まず「資料 1 阪南市総合計画の策定方針」についてご説明を申し上げます。

まず 1 ページに基本的な考え方としまして、策定の趣旨等について述べてございます。

先ほど市長の挨拶にもありましたように、現総合計画の目標年次は平成 27 年を見通しつつ、

概ね平成 22 年として平成 13 年 3 月に策定しております。また、策定時から 10 年が経過し、現総合計画の策定当時と比較いたしますと、少子高齢化や人口減少社会の到来、地方分権の推進等、数多くの分野で大きな転換が見られ、国の政策も開発を基調とした量的拡大を志向したものから、国土の質的向上を図り利用と保全を重視したものへとシフトされ、本市を取り巻く環境もこのような社会情勢の変化に柔軟に対応していくため、新たな市政運営の基本となる指針が必要となり、今回の総合計画の策定に至ったものでございます。

さらに、「(2) 法的根拠」におきましては、地方自治法第 2 条第 4 項により基本構想の策定義務がございましたが、今般の自治法改正により策定の義務付けはなくなっております。しかし、本市におきましては、阪南市自治基本条例の第 26 条におきまして策定を規定しておりますことから、策定の意義が変わるものではございません。

次に 2 ページの「(5) これからの総合計画に求められるもの」といたしまして、一般論としての評価でございますが、これまでの総合計画というのは、実効性の担保が伴わない総花的な計画に終わっているという傾向がありますことから、今回は市民との合意形成の仕組みづくりと、財源の有効活用が可能なシステムの構築といった従来からの戦略性に実効性を兼ね備えた総合計画の策定を進めるものでございます。

このため、3 ページに書いております「2. 策定の基本方針」としまして、3 つの基本的な考え方を示しております。1 点目は市民に開かれた計画づくり、2 点目は市民に分かりやすい計画づくり、3 点目は行政評価に対応する計画づくりとしております。総合計画の策定に際し、市民参画、協働を積極的に行い、成果指標等の数値目標を設定し、その達成度を評価、検証し、その実効性が確保されるよう、市民に分かりやすい表現で、より一層の事業選択と集中を図り、効果的な投資と事業評価ができる行政評価システムに対応した計画策定を本市の計画づくりの基本としていくものでございます。

引き続き 4 ページの「3. 計画の構成と期間」でございますが、今回ご審議いただくのは基本構想と基本計画としております。その目標年次につきましては、基本構想は 10 年、基本計画は前期分の 5 年といたします。実施計画につきましては、計画の進行管理や施策評価といった観点からその必要性は十分認識しており、今後策定を進めていくこととなります。

次に 5 ページの「4. 計画の策定体制とその手法」でございますが、最終ページのイメージ図をご覧ください。今回の策定経過といたしましては、平成 21 年度より庁内体制と阪南みらい会議や中学生会議、住民意識調査等の市民参画を大きな 2 本の柱とし、有識者懇談会による助言等もいただきながら、本日の審議会を迎えたものでございます。次の資料 2 でもご説明をさせていただきますが、本審議会でご審議いただき答申をいただいた後は、本年 12 月議会に案として上程するスケジュールとなっております。

引き続き資料 2 をご覧ください。本審議会の概要について、日程を含めてご説明させていただきます。趣旨につきましては、阪南市総合計画に関する事項について調査及び審議をお願いするものでございます。組織としまして、委員数は 20 名以内、構成につきましては

学識経験者、公共的団体の代表者、市民となっております。今回は別途名簿を同封させていただいておりますが、20 名の方々に委員をお願いしております。

次に開催予定でございますが、本日を含め各月 1 回合計 5 回を予定しております。基本構想案、基本計画案についてそれぞれご説明をさせていただき、ご審議いただいた後、答申をお願いするものでございます。また、8 月には基本構想・基本計画のパブリックコメントも予定をしております。

説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。全体の策定方針及びスケジュールについてご説明いただきましたが、何かご質問がございますか。

～なしの声～

続きまして、「(2) 基礎調査等の報告について」、「(3) 阪南市総合計画基本構想（案）について」ということでございますが、両方とも関連する議題だと思いますので、連続して説明をいただいて、その後意見交換をさせていただきたいと思います。

まず事務局から説明をよろしくをお願いします。

(2) 基礎調査等の報告について

事務局

総合計画の策定にあたりまして、基礎資料といたしました基礎調査等について、ご説明、ご報告させていただきます。

まず「資料 3 現総合計画の総括」につきましては、新しい総合計画を策定するにあたりましては、まず現状を把握する必要がありますことから、市が抱えております課題を明らかにするため、全庁をあげましてこの 10 年を振り返り、本日お配りさせていただいております現総合計画の総括から始めさせていただきました。この総括を基に今後の方向性を探り、本日お示しするに至りました基本構想案を策定するための資料といたしましたが、この総括そのものにつきましても、総括を始めましたのが一昨年、平成 21 年の秋頃であり、それ以来 1 年以上経過しておりますことから、時節に合わせまして変更を加え、表紙にありますように昨年の 12 月付けにてお手元の形にとりまとめております。

「資料 3 現総合計画の総括」の目次をご覧ください。こちらの資料につきましてはページ数が多いため、1 つひとつにつきましてのご説明は省かせていただきまして、本編の構成と主な事項を中心に説明させていただきます。

まず「第 1 部 基本構想の総括」、「第 2 部 基本計画の総括」をまとめております。「第

1 部「基本構想の総括」では、第 1 章におきまして社会情勢の変化として、計画策定の前提となりました策定当時の社会の動きやその時点における予測、第 2 章では地域ごとの整備方針であります将来の都市構想について総括しております。

1 ページから 3 ページの社会情勢の変化につきましては、ほぼ当時の想定どおりと結論付けてございます。

続きまして 4 ページから 17 ページの第 2 章につきましては、将来の都市構想を総括しております。お配りさせていただいております現総合計画の 130 ページにある東部臨海ゾーン、東部内陸ゾーンといった 7 つの地域ごとに、それぞれの範囲、位置付け、整備の基本方針で構成しています。この現総合計画の総括では、この 7 つのゾーンごとに現総合計画の計画期間における取組内容、ゾーンの分け方そのものを含めて今後の課題について整理をさせていただいております。その整理を進めるなかで、東部、中部、西部の 3 つの臨海ゾーンでは、生活の実態や街並み等につきまして、それぞれが別々に課題を抱えているのではなく、それぞれが関連し共通の課題を抱えているということが、この総括のなかで明らかになりました。

続きまして 18 ページをお願いいたします。こちらから第 2 部の基本計画の総括となっております。この総括につきましては、18 ページの「基本計画の総括のまとめ方」に書いておりますように、現総合計画の 6 つの基本目標、それを推進するための 34 の基本方針、それを具体化するための 93 の主要施策に沿いまして構成をしております。この 93 の主要施策につきましては、それぞれ各担当課が主体となりましてこの 10 年の取組内容、また阪南市の現状、この 10 年の成果、その状況が分かるグラフや表、今後の課題というものをとりまとめてございます。

これまでの 10 年間について取り纏めますと、地域福祉推進連絡協議会等の地域福祉を推進する体制や、ファミリーサポートセンター等の子育て支援サービス、また阪南防災マップや洪水ハザードマップ、自主防災組織の拡充に取り組む等、地域における福祉や安全につきましては一定充実されてまいりました。また、市民団体の企画制作によります歴史散策マップというものがございます。この発行や商工会さんと連携しましての「阪南ブランド十四匠」によります地場産業のブランド戦略への支援を進めてございます。これらソフト面の事業が一定進んでいるのに対し、ハード面は市の財政状況が大きく影響しまして、し尿処理施設であります MIZUTAMA 館の建設、コミュニティーバスの運行、阪南スカイタウンの造成に伴います箱作土地区画整理事業、箱作駅の周辺整備、和泉鳥取駅の周辺整備、学校の耐震化等の一定の整備をいたしました。が、尾崎駅周辺の再開発や鳥取の荘駅周辺等のバリアフリー化、道路の新設や改良が十分には進みませんでした。現総合計画の総括につきましては、以上でございます。

続きまして「資料 4 住民意識調査」につきましてご説明させていただきます。この住民意識調査報告書、このあとの資料 5 の 1 から 3 の阪南みらい会議からのご提言、中学生会

議、また地区懇談会につきましては、市長からもご説明ありましたが、市民に開かれた計画づくりの一環として実施したものでございます。

まず「資料 4 住民意識調査」の 1 ページをご覧ください。この住民意識調査は総合計画の策定にあたりまして、昨年の 4 月から 5 月にかけて実施をいたしました。16 歳以上の 3,000 人に調査票を郵送いたしまして、1,242 人、41.4%の方からご回答をいただきました。現総合計画を策定したときの調査では回収率が 42%でしたので、やや減少したということになります。

目次をご覧ください。調査内容につきましては、阪南市の暮らしやすさについて今後の居留意向、阪南市の現状と今後の施策について施策の達成度・重要度を聞いております。また、併せまして今後のまちづくりに重要と思われる産業活性化の方向性や協働の意識、市役所からの情報提供の手段、交通手段についても聞いております。

5 ページをご覧ください。今後の居留意向ですが、前回の調査と比べ 5%程「どちらとも言えない」が増えて、「これからも住んでいたい」が減ってございます。次のページをご覧くださいと、左が「住んでいたい理由」、右に「移りたい理由」をまとめております。この結果もほぼ前回と同じように、居住環境は良いが通勤に不便という結果でございました。ただし、買物につきましてはともに上位にきておりますが、これはお住まいの地域によるものと考えております。

次に 14 ページから 15 ページをご覧ください。こちらは市の状況を医療や防災等の 43 項目に分けて、その達成度や重要度について質問を設け、5 段階でご回答をいただき、その回答に点数をつけてグラフにしたものです。薄い色のグラフで表しておりますのが達成度ですが、生活環境と安全、子育ての点数が高く、産業が低くなっております。また、濃い色の重要度では、福祉や安全といった生活視点のものの点数が高くなっております。この質問によりまして、重要なのに達成されていないという結果が出たものにつきましては、これから特に力を入れていくということが求められております。

次の 16 ページからのポートフォリオ分析は、図や説明にもございますように、縦方向に重要性、横方向に達成度を示しており、4 つに分かれた枠でいいますと、左上の枠に入っているものにつきましては、力を入れていきたいと思いますということになります。結果として 17 ページをご覧ください。左上の小さい図を見ていただきますと、全ての点々が上半分の枠に入っておりまして、この上下というのが重要度を表しておりますので、全て重要とされているということになります。また、左右が達成度を表しておりまして、左右で見ますと真ん中あたりに点が固まっておりますので、概ね達成されていると思われるということになります。では、特に力を入れるべきなのは何かということでございますけれども、それは同じページの大きいほうの図を見ていただきますと、この図の左上のほうにあります (2) (3) (8) (26) が目立っておりまして、医療、福祉、防災、雇用というものに該当いたします。これらに特に力を入れて欲しいということが分かります。

次に 25 ページ以降は、今後のまちづくりについての回答結果をまとめており、産業活性

化の方向性については、雇用を生み出す即効性という面から地元産業の育成よりも新産業や誘致という意見が多くなってございます。

また、27 ページですが、8 割の方が社会活動に参加したいと思われており、次の設問では行政には人材、機会、話し合い等の場をつくるという役割が期待されているということが分かります。以上が住民意識調査の結果のご報告でございます。

続きまして、その他の市民参画における意見といたしまして、「資料 5-1 阪南みらい会議からの新総合計画にかかる将来の都市像への提言について」を紹介させていただきます。この審議会の場にも阪南みらい会議から 3 名、公募委員、団体代表を含めると合計 5 名の方が委員にご就任いただいております。

阪南みらい会議は、総合計画の策定にあたりまして、市民の皆さんに阪南市が将来どのようなまちになってほしいと考えておられるのかをお聞きするために、市民の皆さんで話し合っていただくための場として、昨年の 2 月から 7 月にかけて設けた市民会議でございます。この会議は公募による 17 名、社会福祉協議会、商工会からそれぞれ 2 名、合わせて 21 名が委員として参画をいただきました。また、本日審議会の会長を務めていただいております久教授のアドバイスのもと、14 回会議を開いていただきまして、この資料にありますように、皆さんの想いを、「ともにさかそう笑顔とお互いさまのまち阪南」というフレーズにとりまとめていただきまして、将来の都市像としてご提言いただきました。

次に中学生からの提言につきましてもご紹介させていただきます。「資料 5-2 中学生会議について」をご覧ください。この資料には、「本年 6 月からの実施」とありますが、「昨年 6 月から」と読み替えてご覧いただければと思います。この中学生会議におきましては、阪南市立の 5 つの中学校の生徒会の皆さん 27 人に集まっていただきまして、阪南みらい会議と同様に将来の都市像について話し合ってくださいました。話し合いの結果、資料 1 ページの一番下段、また 2 ページ目にもございますように、文頭をつなげますと「おもしろ」となる提言をいただきました。また、この会議に先立ちまして昨年 3 月に、当時の中学校 1・2 年生の生徒の全員 1,077 人にアンケートをさせていただきました。また、なぜ中学生から意見を聞くことにしたのかにつきましては、10 年後には大人になりまして新しい生活を送られることになります。そのときにまちづくりを担う 1 人として阪南市を選んでもらう、また住み続けてもらうために、という観点から実施をさせていただいたものでございます。

以上が阪南みらい会議、中学生会議からの 2 つの提言でございますが、この 2 つの提言は後ほどご説明いたします基本構想の将来の都市像を定めるにあたりまして資料とさせていただきます。

最後により広く市民の皆さんからご意見を伺うために実施いたしました地区懇談会の結果につきまして簡単にご報告いたします。「資料 5-3 地区懇談会の結果について」をご覧ください。

下さい。地区懇談会は、昨年 9 月に市内の 5 か所で開催をいたしました。いただいた主なご意見は、資料のとおりでございますが、高齢化や活力の低下に対する危機感を感じておられるご意見が多く、交通や産業、商業、また福祉の充実に関するご意見を多くいただいております。この資料の地区懇談会のほかにも、本年 2 月には市民説明会を開催してご意見を伺い、また各種団体からもご意見をいただいております。

以上が総合計画の策定にあたりましての基礎とさせていただいた資料のご報告でございます。

（３）阪南市総合計画基本構想（案）について

事務局

続きまして、「阪南市総合計画（案） 第 1 部 基本構想」についてご説明させていただきます。

阪南市総合計画は第 1 部として、序論、基本構想、第 2 部として基本計画というように 2 部構成としています。本日もご審議いただきますのは、第 1 部の基本構想の部分でございますので、お手元に第 1 部のみを用意しています。冊子冒頭「はじめに」の次ページの計画の全体像の見開き図をご参照をお願いします。

こちらでは総合計画の構成が分かりやすいように図式化しています。先ほどご説明いたしました市民参画については左のページにまとめております。これらの市民参画におけるご提言やご意見を踏まえて、総合計画を策定していることを左から右への矢印で表しています。

総合計画の第 1 部の序論では、計画策定の意義と目的、計画策定の経緯等、5 つの節を設けて計画策定の前提について記述しています。この序論を受けて、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 ヶ年計画としての基本構想へと展開しています。

基本構想では、将来の都市像と将来人口を相互に関連付けて設定しています。そして将来の都市像の実現に向けた 7 つの分野ごとの基本目標を設定し、その基本目標を推進するための土台となる仕組みとして、協働によるまちづくりと行政経営の仕組みづくりに基づき計画を進めていくというものです。また、土地利用構想については、基本目標や将来人口を踏まえ、土地利用や用途から見た今後のまちづくりの方向性を設定しています。

次にこれらの基本構想を施策展開したものとして、それぞれの分野ごとの施策内容や方向性等を示すものとして、第 2 部の基本計画の前期計画を策定していますが、次回の審議会でのご説明を予定しております。

それでは具体的内容につきましてご説明させていただきます。

1 ページの序論「第 1 章 計画策定にあたって」につきましては、計画策定の目的や経緯、計画の構成などについて記述しています。「第 1 節 計画策定の意義と目的」では、計画策

定に至る背景として地方分権等の社会情勢の変化や、災害等を契機としたボランティア活動など市民の動向、阪南市のこれまでの取り組み等を踏まえ、多様な主体とまちづくりの目標を共有し、それぞれが役割を担い合うとともに、本市の地域資源を最大限に活かしつつ、一層の選択と集中を図り戦略性と実効性を併せ持つまちづくりの羅針盤として策定するものであることを記述しています。

2 ページの「第2節 計画策定の経緯」では、本計画の策定方針や策定における市民参画の経過を記載しています。

3 ページの「第3節 計画の構成と期間」では、基本構想、基本計画、実施計画の三層構成や位置付けについて記述しています。(1) 基本構想では、将来の都市像やまちづくりの仕組みを示すものとして、先ほど全体像でご説明しましたように、計画期間を10年間としています。(2) 基本計画については、基本構想に掲げた将来の都市像の実現のために分野ごとの施策内容や方向性などを示すものであり、計画期間は前期、後期の5年間に分けて策定するものとしています。(3) 実施計画は、基本計画で示した施策を実施していくための具体的な事業計画としています。

4 ページの「第2章 計画策定の背景」につきましては、本市の概況や課題について記述しています。「第1節 阪南市の概況」として、(1) から (6) まで地勢やまちの歴史、文化、産業や人口について、特に本市の豊かな地域資源や、安全な暮らしといった生活環境について本市を知っていただくため、積極的にPRするような記述としています。

9 ページから 15 ページにかけての「第2節 社会情勢の変化及び阪南市の課題」につきましては、7つの分野にわたって本市にとって影響が大きいと考えられる社会情勢と、それに対応する本市の課題、これは主に現総合計画を総括するなかで課題とされた内容になりますけれども、これらを上下に併記するかたちで記述しております。

「(1)「新しい公共」の創出と地域コミュニティの再構築」では、人々の生活やニーズが多様化し、社会的な課題が増えているなか、多様な主体が参画するまちづくりが求められていることについて記述しています。また、本市の課題として阪南みらい会議等でもご意見がありました自治基本条例を踏まえ、協働によるまちづくりを進めていくための仕組みについて記述しています。

10 ページの「(2) 医療・福祉などの社会保障の安定化」では、国の人口減少や高齢化に伴う社会保障給付費に関する動きについて記述しています。本市の人口は平成15年1月の60,015人をピークに減少し、これに伴う今後の人口構造の課題や、医療福祉を支える体制の構築について記述しています。

11 ページの「(3) 安全安心な生活環境の確保」では、先般の東日本大震災等、天災の危険性とその対策や、犯罪、交通事故の傾向と対策、環境問題と対策について記述しています。対する市の課題としては、東南海・南海地震の備えとして、耐震化、防災体制の強化や、温暖化対策等の内容をもとに記述しています。

12 ページの「(4) 豊かで多様な学び・活動の機会の創出」では、子どもの教育や生涯学

習の課題を中心に記述しています。対する市の課題として、地域が一体となった総合的な教育力の再構築に向け、子どもの個性に応じたきめ細かな教育の提供や、教育施設の耐震化などについて記述しています。

13 ページの「(5) 地域を活性化させる産業の育成」では、近年の厳しい経済状況のなか、観光分野等の成長分野の動向について記述しています。対する市の課題としては市内の地場産業のブランド化の強化や、歴史文化等の観光資源を活かした地域活性化策の方向性を集約するかたちで記述しています。

14 ページの「(6) 快適な暮らしを支える都市基盤の維持・活用」では、近年の国の方策を踏まえ、これまでの拡大拡散型の整備から、集約、維持、活用型への流れを記述しています。対する市の課題としても同様にこれまで整備してきた公共施設や街並み、景観等の地域資源の活用維持の必要性について記述しています。

15 ページの「(7) 地域の自主性および自立性の高まり・地方分権時代の進展」では、地方分権の動向や持続可能な行財政基盤強化の必要性について記述しています。対する市の課題としては、より厳しさを増す財政状況のなか、効率的な経営資源の活用による行政経営の強化等について記述しています。

17 ページの基本構想「第 1 章 基本方針」につきましては、将来の都市像や将来人口とともに、その目標に向かって市民の皆さんと進めるまちづくりの基本目標や、土地利用構想、計画の推進にあたっての方向性について記述しています。

「第 1 節 将来の都市像」では、阪南みらい会議からのご提言や、これまで市民参画でいただいたご意見を踏まえ、「ともにさかそう笑顔とお互いさまのまち 阪南」を将来の都市像を表すキャッチフレーズとしています。この将来の都市像には、それぞれがともに助け合いながら、できることを担い合い、笑顔が溢れるまちにしていこうという想いが込められています。

18 ページの「第 2 節 将来人口」では、人口推計として目標年度である平成 33 年度の人口を 5 万 4 千人と設定しています。これは現存の人口から約 4 千人の減少となりますが、危機感を持って今後少しでも人口減少に歯止めをかけるような施策展開によって、できるだけ人口規模・構造を維持していくこととしています。

19 ページ、20 ページの「第 3 節 基本目標」では、将来の都市像の実現に向けた 7 つの分野ごとにめざすまちの姿を設定しています。これは先ほどの 9 ページから 15 ページまでの序論の 7 つの課題に連動した形で記述しています。7 つの分野別の名称については中学生会議から提言していただいたキャッチコピーのフレーズを極力反映させていただいています。また、分野ごとの将来のまちの様子や、市民の暮らしの姿については丸印で箇条書きにした内容を記述しています。

21 ページの「第 4 節 土地利用構想」につきましては、土地利用の基本方針や、ゾーン設定、地域振興構想について記述しています。「(1) 土地利用の基本方針」についてこれまでの居住都市としての街並みを踏まえながら、自然環境や地域資源を活用し、多様な価値

観に対応した土地利用を進め、本市の魅力を市内外へ発信していくこととしています。

22 ページの「(2) 土地利用のゾーン設定」では、地勢的な特性から大きく 3 つのゾーンに区分し、また 2 番目の内陸ゾーンについては、居住特性等を踏まえさらに 2 つのゾーンに区分し、それぞれの位置づけについて記述しています。23 ページにはゾーン設定図を記載しています。上から順に、海浜に親しみ活用するゾーンとして「海辺ゾーン」、自然環境や歴史文化と共生するゾーンとして「内陸ゾーン」、自然環境に親しむゾーンとして「山林ゾーン」に区分しています。

24 ページの「(3) 地域資源を活かした地域振興構想」では、市内に分散する地域資源を有効活用し、地域活性を牽引する 3 つの拠点を設定しています。さらに 25 ページでは、3 つの拠点をつなぎ、それぞれの機能を補完するための道路や、交流のネットワークといった 3 つの連携軸を設定しています。26 ページではそれらの拠点や連携軸の設定イメージを記載しています。拠点を丸印、都市連携軸を太い矢印、また拠点をつなぎ連携をイメージする観光連携軸を破線の矢印で表しています。これらの地域のゾーン特性を活かしながらそれぞれの拠点を基点として連携し、また地域資源を有効活用していくなかで地域活性や魅力づくりを進めていくものとしています。

27 ページの「第 2 章 計画の推進にあたって」につきましては、7 つの基本目標を推進するための仕組みづくりについて記述しています。

「第 1 節 協働によるまちづくり」では、将来の都市像を実現するため市民の皆さんや各種団体、事業者などまちづくりに関わっている方々との協働、役割分担によるまちづくりの進め方とその概念図を示しています。この概念図は、自治基本条例における市民、議会、行政の三者の権限的な役割を示したのではなく、自治会等の各種団体や事業者による社会貢献活動のように、まちづくりを進める現場的な実際の担い手としての視点、さらに今後期待される役割としての視点から、市民、各種団体、事業者そして市役所による協働のまちづくりの概念図になります。なお、分かりやすくするために議会と行政を合わせて市役所と表記しています。また、実際に担っている役割を考慮すればそれぞれの領域の大きさについてご意見もあるかと思いますが、バランスや見やすさを考慮し市民を基本に据え、実際に担っている、また今後担うべき役割という観点からこの形としています。そしてこのような協働によるまちづくりを推進するため、知る、育つ、つながる、の取り組みを進めることを記述しています。

28 ページの「第 2 節 行政経営のしくみづくり」では、7 つの基本目標の施策を計画的、効率的に推進する行政の方向性として、これまでの行財政運営の取り組みを基本としつつ、さらに行財政基盤の持続可能性を強化するとともに、協働によるまちづくりの一員として行政が取り組むべき行政経営の仕組みづくりについて記述しています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(4) 審議

会長

基本構想部分と言いますのは、大きな方向性を示しておりますので抽象度が高くて具体的な話はなかなかこないですけれども、具体的な内容につきましては次回の基本計画のほうで展開ができると思います。その基本計画を導くためにも大きな方向性を共有しておきたいということで基本構想をしっかり議論させていただいて、定めてまいりたいと思っています。

それではただ今のご説明の内容に関しまして、質問でも結構ですし、ご意見でも結構です。どの観点でも結構ですので、お伺いできればと思います。

委員

愚問で失礼になりますが、ご質問させていただきます。基本構想の中に、東日本大震災というネーミングが入っていますが、この基本構想を作成された過程では、3月11日は直近になります。歴史を変えるような未曾有の大震災という観点では、市民の感覚も、行政の立場でも根幹的な理念が反映されているのでしょうか。安全安心のまちという点からも、具体的にどのように盛り込んでいるのでしょうか。

会長

2点ご意見があったと思います。1点目は、今起こっている状況のなかで、阪南市も海に近い部分もありますので、安全安心の内容の補強があったのか。2点目は、3月11日以前に内容を議論し、詰めてきたと思いますが、3月11日以降の状況を踏まえて、大きく内容を変更した箇所があるのか。3月11日以前の内容で、3月11日以降のことが十分に対応できるという判断で変更されていないのか。

震災関連で、少し質の違う2つの観点からご意見がありました。

事務局

それでは、今までの経緯も含めてご説明させていただきます。ご指摘にありましたとおり、3月11日につきましては、それ以後に現状を盛り込みました。それ以前までは東南海・南海地震を念頭に、安全安心について検討を進めてまいりました。

今回、東日本大震災を踏まえて想定される影響、数値等が、大阪府からを含めて出てきていない状況であり、基本的には東南海・南海地震の想定範囲のなかで基本計画を記述させていただいているという状況です。

また、基本計画は前期・後期であり、見直しもありますので、今後、その数値が出てきましたら必要に応じて、その時点での見直しをさせていただくことになろうかと考えております。

安全安心につきましては、東南海・南海地震を合わせました強度的な部分につきましては

も、想定外ということは今後出てくる可能性もございますが、現時点では東南海・東海地震の想定をもとに記述しているところでございます。

会長

大きな方向性として書いている基本構想は、東南海地震を想定して記述しているので、方向性としては間違っていないと。

細かな数値等については、今後見直す可能性があるため、基本計画・実施計画レベルで反映するということによろしいでしょうか。

事務局

そのとおりです。数値等が出ておりませんので、盛り込めていないということです。

委員

現計画の総括と基本方針を読ませてもらい大きな違いあると思った。

1つは土地利用です。尾崎駅前について、総括ではまちづくり協議会が解散したとっているが、今後の方針に尾崎駅前地区のにぎわいを作っていこうとしている。そこに矛盾はないのでしょうか。

事務局

尾崎駅前につきましては、現総合計画におきましても再開発事業を念頭において進めてきた経緯がございます。そういうなかで、地元の方々による協議会では、最終的に再開発は困難ということで解散した経緯があります。

しかしながら、尾崎駅につきましては、特急の停車駅でもあり、阪南市の玄関口としては変わらないと考えています。再開発までは困難と考えていますが、整備なりの対応が必要ということで中心として位置づけています。

会長

課題としては十分認識を共有できていると思いますし、何らかの整備が必要ということも共有できていると思います。しかし、手法論として市街地再開発事業を一旦白紙に戻して、この10年間で適切な手法論を探しながら、整備を進めていきたいという話だと思えます。

委員

「総合計画の策定にあたって広く住民からの意見、要望、提案を聞き取り、住民の意見を反映した計画づくりを行うための調査を実施しました。」と書かれていますが、対象者が5万人いるなかで、調査は3,000人で回答は僅か1,242人である。この調査の結果が果たし

て広く住民の意見を聞いたことになるのか疑問に思います。

また、地区懇談会の場を借りて、2～3 週間かけて公民館や住民センターにおいて調査をしているが、出席者が 39 名である。その方々のご意見が反映されていると説明がありましたが、この数をもって住民の意見を反映されたとは思えない。

調査のやり方に間違いがあると思う。住民センターがあり、自治会活動が非常に盛んな阪南市ですので、各自治会にお願いして、個々の方々が考え、どのようにしたら良いか提案できる機会をもっととるべきだと思います。

ある時期だけの調査だけでは、広く住民の意見を聞きましたとは、言葉の遊びで残念である。

それと、1 つクリアにしたいのは、パシフィックコンサルタンツの方はどのような立場で入っておられ、どのようなアシストをされているのか。

事務局

パシフィックコンサルタンツの方につきましては、策定の全般にわたって協力をいただいています。例えば、総括に際して、強みや弱み等を市の職員から引き出す手法や、基本構想のまとめ方等についても助言をいただいています。

会長

私も色々な形でサポートさせていただいておりますが、コンサルタントの方は基礎作業・基礎資料をしっかりとさせていただくということで、この内容に関する意思決定等は市職員がされており、コンサルタントへの丸投げではないです。

また、市民の声をたくさん集めるということは、おっしゃるとおりではございますが、手法論として難しいところもございます。統計学上は、市人口から抽出したものから、全体に敷衍（ふえん）するというやり方が通常になります。また、どういうふうにきめ細かく声を拾っていくのかという手法論ですが、この場でも様々な方々に参加いただき、ご意見をいただいて基本構想・基本計画を仕上げていきますので、この場もご意見を反映することができます。さらにパブリックコメントというかたちもあり、たくさんの方に P R していただき、最終案に反映することも可能でございます。

今回の方法は、1 つの方法としてご理解いただき、この基本構想案を充実させるよう議論していただければありがたいです。

委員

市民の定義について確認させていただきたい。みらい会議にも参加させていただき、これからの総合計画を策定するにあたって、「子どもたち」というものを計画にしっかりと位置づける必要があると考えています。まちが存続するためには、子どもたちが育ち、まちを大切にする気持ちが大切だという意見を何度か言わせていただいています。

将来の都市像の「ともに」のところに、「市民や各種団体、事業者、市役所が協働して」とありますが、「市民」に「こども」が入っているのでしょうか。

あと、少子化というのは大きな問題になっていて、10 ページ、12 ページ、19 ページに「子どもを生み育てたい環境」等の言葉があるが、子どもを生み育てやすいばかりではなく、子どもたちがこのまちを大切だと思おうという表現も入れないと想いが確実なものにならないのではないかと思います。

会長

今のところどのように考えているのかがありましたら、事務局よりご説明をお願いします。それでOKであれば、このままで良いですし、文言を修正した方がよろしければ、浅井委員から代替案があればお教えいただければと思います。

事務局

市民の定義につきましては、「子ども」も入っています。本市で生活、働く、活動していただいている方々皆さんが入っています。

会長

具体的には、19 ページの 2 番のところで「子育てと仕事が両立できるなど」とありますが、大人の環境をどう整えるかは書いてあるが、子どもたちが自発的に育っていく環境づくりについての記述は弱いのではないかというご意見であったと思います。

20 ページの 4 番には書いてありますが、19 ページにも充実したらどうでしょうかというご意見です。

事務局

子どもについての記述につきましては、20 ページの 4 番に「園児・児童・生徒が」と書かせていただいています。19 ページの 2 番の「健康・福祉分野」にも記述が必要ではないかという点につきましては、3 点目の「障がい者や高齢者をはじめ、すべての市民が、地域の支え合いのなかで、住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らしています。」に含まれていると認識しています。

委員

全ての市民に入るのであれば、「障がい者や高齢者をはじめ」も要らなくなってしまう。改めて記述しないと、子どもについての意識付けが弱く、意識的に子どもに関する表現を入れた方が良いと思います。

20 ページの 4 番で学校教育については書かれていますが、子どもの育ちの場所は学校だけではない。後半の「学校・家庭・地域が連携して」とあるとおり、子どもたちの学びや

育ちの支援は、学校だけでは厳しい環境の子どもたちがいることを考えると、学校だけでなく、「育ちの場の支援」という表現が良いと思う。

「“学び”や“育ち”を支援しています。」は状況であり、学校に対応する「地域のなかでの育ちの場が必要である」という言葉でないと、子どもたちの育ちが保証されている意味合いにはならないと思います。

会長

20 ページの書き出しが「学校園環境のもと」となっており、学校に限定してしまっている。地域全体で子どもたちが育っていけるようなことを的確に表せる表現に修正されたらいかがでしょうかという意見でした。

これは浅井委員のご意見であり、審議会で議論しないといけません。違うというご意見が無いようでしたら、事務局に次回までに文言修正を依頼したいと思います。いかがでしょうか。

〈委員より反論なし〉

委員

基本構想の 1 ページに関西国際空港を活かしたまちづくりという考え方、経営資源というのは阪南ブランド十四匠、地域資源というのは山中溪の桜、古い家並み、道というものを意識されて書かれているのではないかと思います。私はみらい会議に参加しましたが、私は関西空港を活かしたまちづくりがイメージできない。また、私個人の印象では「阪南ブランド十四匠」についても疑問がある。

まずは、関西空港を機軸にしたまちづくりとはどのようなイメージでしょうか。

事務局

関西空港につきましては、4 ページにも記述しておりますが、30 分圏内であり、阪南市からも見える距離で市域と思えるところもあります。そのようななか、有効に活用できる資源は、最大限活用しましょうという方向のもとで記述しております。

会長

関西空港につきましては、ただ近いだけでは利用できませんので、近さをどのように利用するのか具体策が必要だと思います。そのあたりは、基本計画レベル以降でアイデア・お知恵をいただければと思います。基本計画では内容が出てくるとしますので、そこで議論させていただければと思います。

事務局

「阪南ブランド十四匠」につきましては、商工会が中心になって進めておりますが、十四匠は（阪南市に）旧村が 14 か所あったことから、その地域の匠・事業者・昔の業を活かしながら、それにちなんだ名称になります。事業者が 14 団体ということではありません。

そのようななかで、認定をしながら「阪南ブランド十四匠」という形で、阪南市をより広めていこうと想いで集まっています。

それを市と一緒に、広く PR していこうと協力いただいているところです。

会長

先ほど、委員のご指摘のなかに、市民の意見はアンケートで十分であるのかとありましたが、アンケート結果を見させていただいて、気づいた点があります。

その 1 つが、頑張っている阪南ブランド十四匠がありながら、外から誘致した方が良いという声が一定程度あるということです。伝統がある地域資源としての産業であり、そこを市民ぐるみで育てていくという観点も重要だと思います。一般市民へのアンケートですので、携わっていないが故に違う反応が出てきてしまう。

さらに、阪南の地域福祉計画を地域ぐるみでがんばって実施しているのは、全国的に有名な取り組みと認識していますが、一般市民には「充実している」という声が弱い。福祉に関わっている方と、関わっていない市民の間の温度差あり、違った反応としてアンケートに出てきていると思います。

つまり、市民アンケートをそのまま使うのではなく、読みこなしながら、反映していくことが必要だと思います。そのあたりは、皆さん方のお知恵・声をいただきながら、反映させていければと思います。

委員

基本構想の 19・20 ページの基本目標につきまして、1～7 分野はこれで良いと思います。下の丸印は現状を説明しているのでしょうか。

「〇〇を支援していきます。」「〇〇の社会を目指します。」といった表現の方が分かりやすいと思います。

事務局

基本目標として、10 年後のあるべき姿を記述させていただきます。例えば、10 年後にこうなっている状態を示すよう、「住みよい地域社会が形成されています。」という記述になっています。

委員

了解しました。それであれば、リード文に「それぞれの施策を展開します。」の後述に、

「10 年後にこうなっている。」といった説明を入れたほうが良い。

会長

最近の流行のスタイルで、10 年後にこうなっているということを書いて、それに向かって走るという書き方です。

委員からご指摘があったとおり、うまく伝わるように説明を加えてください。

委員

19 ページの 3 番につきまして、下水道処理という明記せず、「快適で衛生的な生活を送っています。」とありますが、現在の下水道処理状況を考えると困難な状況と思います。それ以外で、適切に処理される方策があるのでしょうか。

事務局

本市の公共下水道の整備状況は 40%という状況にあります。公共下水道を推進することもちろんですが、下水道の認可区域外では個別の合併浄化槽も併せて推進していきます。

会長

個別の話で申し訳ありませんが、先ほど委員から東日本震災を踏まえてどうするのかとご指摘がありました。

ご承知のとおり、東北地域では下水管がやられ、修復では済まず、もう 1 本敷設しないといけない。こういう時に、長い下水管を通す流域の公共下水道が良いのか、小さな単位で合併浄化槽を整備した方が、いざという時の修復は早いのではないかという議論も始まっています。

このあたりは、基本計画レベルで反映していただくのか、どういう方法が適切であるのかを考えながら整備していきますという表現になるのかは分かりませんが、市として震災後の惨状を踏まえ、どのように判断するのかを基本計画レベルでご説明いただければと思います。

事務局

検討させていただきます。

会長

他にご意見はよろしいでしょうか。

～無しの声～

それでは、若干修正していただきたいという意見がありましたので、次回はその反映を含めて議論させていただきたいと思います。

スケジュールでは、次回に基本構想の一定の方向性を定めて、基本計画レベルの議論に入っていきたいと思いますので、次回も議論をよろしく願いいたします。

それでは、今日いただいております案件は以上でございますが、全体を通しまして何かご意見はございますか。

委員

先ほど、「阪南ブランド十四匠」の話がありましたが、この文面をみると旧来の技術を継承しているように読み取れますが、決してそうではありません。十四匠には20社が加入しており、現在は、木材チップから室内壁紙の製作を目指して取り組んだりしています。これにつきましては、大阪府の担当の方からも現物ができた時点で全国的にアピールするというバックアップもいただいています。「阪南ブランド十四匠」という名前ですが、業者数は毎年増えていますし、色々な法的手続きもとっておりますので、皆様のご理解をいただきたいと思います。

会長

ありがとうございます。蓄積された技術を使いながら最先端の展開をされているということです。

その他、ございますでしょうか。

～無しの声～

それでは、次回の日程を含めて、事務局よりその他ご報告いただければと思います。

事務局

次回の日程でございますが、6月23日（木）午後7時から、場所はこの場所にて第2回審議会を開催させていただきますので、よろしくお願いします。ご報告は以上になります。

会長

6月23日（木）午後7時から全員協議会室で開催ということですので、よろしくお願いします。

今日は色々と忌憚のないご意見をいただきました。次回、若干の修正を加えて、議論させていただきたいと思います。

それでは、本日の審議会は終了とさせていただきます。

以 上